県章

三重県公報

令和8年10月30日　（金）
第　767　号
毎週火・金曜日発行

目　　次

（番号）	（題　名）	（担当）	（頁）
	告　　示		
664	生活保護法の規定による介護扶助のための介護等を担当する機関の指定	（地域福祉課）	2
665	生活保護法の規定による指定介護機関からの名称等の変更の届出	（同）	2
666	生活保護法の規定による指定介護機関からの当該事業の廃止の届出	（同）	2
667	生活保護法の規定による指定介護機関からの当該事業の休止の届出	（同）	2
668	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による介護支援給付のための介護等を担当する機関の指定	（同）	3
669	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定介護機関からの名称等の変更の届出	（同）	3
670	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定介護機関からの当該事業の廃止の届出	（同）	3
671	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定介護機関からの当該事業の休止の届出	（同）	4
672	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定による鳥獣保護区の指定の一部を改正する告示	（獣害対策課）	4
673	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定による特定猟具使用禁止区域の指定の一部を改正する告示	（同）	6
674	同件	（同）	7
	公安委告示		
25	技能検定員審査及び教習指導員審査の実施	（公安委員会）	9
	公　　告		
	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出	(中小企業・サービス産業振興課)	10
	同件	（同）	11
	公共測量を実施する旨の通知	（公共用地課）	13
	特定調達公告		
	一般競争入札を行う旨	（企業庁）	13

告　　示

三重県告示第 664 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を指定しました。

令和 8 年 10 月 30 日

三 重 県 知 事　一　見　勝　之

指定介護機関の名称	所在地	事業（サービス）の種類	指定年月日
ドレミ薬局	津市久居井戸山町 864-6	居宅療養管理指導	令和 8 年 10 月 1 日
ドレミ薬局	津市久居井戸山町 864-6	介護予防居宅療養管理指導	令和 8 年 10 月 1 日

三重県告示第 665 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 5 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定介護機関から名称等の変更の届出がありました。

令和 8 年 10 月 30 日

三 重 県 知 事　一　見　勝　之

指定介護機関の名称	所在地	事業(サービス）の種類	変更事項	変更内容		変更年月日
				新	旧	
ホームケア土屋　三重	四日市市鵜の森 1 丁目 7-3　ウノモリックス 406 号室	訪問介護	所在地	四日市市鵜の森 1 丁目 7-3　ウノモリックス 406 号室	四日市市久保田 1-1-27　安達ビル 1 階	令和 8 年 8 月 1 日
ヘルパー　ますだや	鈴鹿市西条五丁目 75 番 1A	訪問型サービス（独自）	所在地	鈴鹿市西条五丁目 75 番 1A	鈴鹿市算所 1 丁目 18 番 14 号	令和 8 年 8 月 24 日
ヘルパーステーション音彩	伊勢市小俣町宮前 575-1	訪問型サービス（独自）	所在地	伊勢市小俣町宮前 575-1	伊勢市津村町 791 番地 1	令和 8 年 9 月 1 日
訪問介護えにし	四日市市楠町南川 87 番地 11　木村アパート 87-12 2-1(2 階)	訪問介護	所在地	四日市市楠町南川 87 番地 11　木村アパート 87-12 2-1(2 階)	鈴鹿市下箕田一丁目 12 番 3 号ベイサイド 105 号	令和 8 年 9 月 15 日
訪問介護ハート 3	津市久居中町 134 番地 46	訪問型サービス（独自）	所在地	津市久居中町 134 番地 46	津市一志町田尻 107	令和 8 年 10 月 1 日
エール調剤薬局　内部店	四日市市貝家町 303-4	居宅療養管理指導	名称	エール調剤薬局内部店	ふじハート調剤薬局	令和 8 年 8 月 1 日
エール調剤薬局　内部店	四日市市貝家町 303-4	介護予防居宅療養管理指導	名称	エール調剤薬局内部店	ふじハート調剤薬局	令和 8 年 8 月 1 日

三重県告示第 666 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 5 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定介護機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和 8 年 10 月 30 日

三 重 県 知 事　一　見　勝　之

指定介護機関の名称	所在地	事業（サービス）の種類	廃止年月日
志摩市立　前島診療所	志摩市志摩町和具 1066	訪問リハビリテーション	令和 8 年 10 月 8 日
志摩市立　前島診療所	志摩市志摩町和具 1066	介護予防訪問リハビリテーション	令和 8 年 10 月 8 日

三重県告示第 667 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 5 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定介護機関から当該事業の休止の届出がありました。

令和 8 年 10 月 30 日

三重県知事　一　見　勝　之

指定介護機関の名称	所在地	事業（サービス）の種類	休止年月日
みどりクリニック	津市久居野村町字権田 314 番地 13	通所リハビリテーション	令和 8 年 9 月 30 日
みどりクリニック	津市久居野村町字権田 314 番地 13	介護予防通所リハビリテーション	令和 8 年 9 月 30 日
グループホーム渚園四日市	四日市市生桑町字大峡 1863-1	認知症対応型共同生活介護	令和 8 年 10 月 10 日
グループホーム渚園四日市	四日市市生桑町字大峡 1863-1	介護予防認知症対応型共同生活介護	令和 8 年 10 月 10 日

三重県告示第 668 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり介護支援給付のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を指定しました。

令和 8 年 10 月 30 日

三重県知事　一　見　勝　之

指定介護機関の名称	所在地	事業（サービス）の種類	指定年月日
ドレミ薬局	津市久居井戸山町 864-6	居宅療養管理指導	令和 8 年 10 月 1 日
ドレミ薬局	津市久居井戸山町 864-6	介護予防居宅療養管理指導	令和 8 年 10 月 1 日

三重県告示第 669 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2（同法第 54 条の 2 第 5 項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関から名称等の変更の届出がありました。

令和 8 年 10 月 30 日

三重県知事　一　見　勝　之

指定介護機関の名称	所在地	事業(サービス）の種類	変更事項	変更内容		変更年月日
				新	旧	
ホームケア土屋　三重	四日市市鵜の森 1 丁目 7-3　ウノモリックス 406 号室	訪問介護	所在地	四日市市鵜の森 1 丁目 7-3　ウノモリックス 406 号室	四日市市久保田 1-1-27　安達ビル 1 階	令和 8 年 8 月 1 日
ヘルパー　ますだや	鈴鹿市西条五丁目 75 番 1A	訪問型サービス（独自）	所在地	鈴鹿市西条五丁目 75 番 1A	鈴鹿市算所 1 丁目 18 番 14 号	令和 8 年 8 月 24 日
ヘルパーステーション音彩	伊勢市小俣町宮前 575-1	訪問型サービス（独自）	所在地	伊勢市小俣町宮前 575-1	伊勢市津村町 791 番地 1	令和 8 年 9 月 1 日
訪問介護えにし	四日市市楠町南川 87 番地 11　木村アパート 87-12 2-1(2 階)	訪問介護	所在地	四日市市楠町南川 87 番地 11　木村アパート 87-12 2-1(2 階)	鈴鹿市下箕田一丁目 12 番 3 号ベイサイド 105 号	令和 8 年 9 月 15 日
訪問介護ハート 3	津市久居中町 134 番地 46	訪問型サービス（独自）	所在地	津市久居中町 134 番地 46	津市一志町田尻 107	令和 8 年 10 月 1 日
エール調剤薬局　内部店	四日市市貝家町 303-4	居宅療養管理指導	名称	エール調剤薬局内部店	ふじハート調剤薬局	令和 8 年 8 月 1 日
エール調剤薬局　内部店	四日市市貝家町 303-4	介護予防居宅療養管理指導	名称	エール調剤薬局内部店	ふじハート調剤薬局	令和 8 年 8 月 1 日

三重県告示第 670 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2（同法第 54 条の 2 第 5 項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関から当該事

業の廃止の届出がありました。

令和８年10月30日

三重県知事　一　見　勝　之

指定介護機関の名称	所在地	事業（サービス）の種類	廃止年月日
志摩市立　前島診療所	志摩市志摩町和具1066	訪問リハビリテーション	令和８年10月８日
志摩市立　前島診療所	志摩市志摩町和具1066	介護予防訪問リハビリテーション	令和８年10月８日

三重県告示第671号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）第14条第４項において準用する生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の２（同法第54条の２第５項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関から当該事業の休止の届出がありました。

令和８年10月30日

三重県知事　一　見　勝　之

指定介護機関の名称	所在地	事業（サービス）の種類	休止年月日
みどりクリニック	津市久居野村町字権田314番地13	通所リハビリテーション	令和８年９月30日
みどりクリニック	津市久居野村町字権田314番地13	介護予防通所リハビリテーション	令和８年９月30日
グループホーム渚園四日市	四日市市生桑町字大峡1863-1	認知症対応型共同生活介護	令和８年10月10日
グループホーム渚園四日市	四日市市生桑町字大峡1863-1	介護予防認知症対応型共同生活介護	令和８年10月10日

三重県告示第672号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定による鳥獣保護区の指定（令和６年三重県告示第728号）の一部を次のように改正し、令和８年11月１日から施行します。

なお、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定による鳥獣保護区の指定の更新（平成28年三重県告示第698号）は、令和８年10月30日付けで廃止します。

令和８年10月30日

三重県知事　一　見　勝　之

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改　正　後	改　正　前
第1～第12　（略） 第13 1　名称 いなべ市員弁東部鳥獣保護区 2　区域 いなべ市員弁町東一色地内を流れる東谷川と国道421号線の交点に架かる橋の右岸を起点として、同国道を西に進み同町東一色字岡山地内で市道平古・岡線との交点（岡丁田交差点）に至り、同所から同市道を北に進み同町畑新田字溜岸地内で県道北勢多度線との交点（畑新田交差点）に至り、同所から同県道を北東に進み同町平古字六乃郭地内でいなべ市・桑名市との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南に進み同町東一色地内で東谷川との接点に至り、同所から同川右岸を南に進み起点に至る一円の区域 3　存続期間 令和８年11月１日から令和18年10月31日まで	第1～第12　（略）

4　保護に関する指針
次のとおりとする。
（「次のとおり」は省略し、その関係書類を三重県農林水産部獣害対策課及び各農林（水産）事務所に備え置いて縦覧に供します。）

第14
1　名称
津市白山町南青山高原獣保護区
2　区域
津市白山町伊勢見地内の県道老ヶ野古田青山線と市道伊勢見20号線との交点を起点として、南東に進み、市道伊勢見山田野線との交点に至り、同市道を南東に進み、字伊勢見、字松ノ尾、字八町と字ソッタテの境界線との交点に至り、同所から字八町と字ソッタテの境界線の谷を南に進み、字八町、字ソッタテと字タカソワの境界線との交点に至り、同所から字ソッタテと字タカソワの境界線の谷を南に進み、字ソッタテ、字タカソワと字水のみの境界線との交点である谷の合流に至り、同所から字ソッタテと字水のみの境界線の谷を北西に約300m進み、同所から尾根沿いに北に約300m進み、市道伊勢見34号線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み、途中伊勢見35号線を進み市道大原伊勢見線の交点に至り、同所から同市道を北西に約380m進み、途中尾根を北西に進み、市道伊勢見27号線から市道伊勢見12号線を進み、県道老ヶ野古田青山線との交点に至り、同所から同県道を北東に進み、起点に至る一円の区域
3　存続期間
令和8年11月1日から令和18年10月31日まで
4　保護に関する指針
次のとおりとする。
（「次のとおり」は省略し、その関係書類を三重県農林水産部獣害対策課及び各農林（水産）事務所に備え置いて縦覧に供します。）

第15
1　名称
伊勢市朝熊山鳥獣保護区
2　区域
伊勢市朝熊山レストハウスを起点として、同所から北西に進み、伊勢市朝熊町字谷道261番地1に至り、同所から北東に進み同町字猪見岩190番地に至り、同所から東に進み同町字坊主岩45番地に至り、同所から三重県観光開発株式会社所有地と民有地との境界線を南東に進み同町字六本杉37番地に至り、同所から伊勢市と鳥羽市との境界線を南南西に進み、朝熊山スカイラインに至り、同所から同道を西に進み、起点に至る一円の区域
3　存続期間
令和8年11月1日から令和18年10月31日まで

4　保護に関する指針 次のとおりとする。 （「次のとおり」は省略し、その関係書類を三重県農林水産部獣害対策課及び各農林（水産）事務所に備え置いて縦覧に供します。）	

三重県告示第 673 号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定による特定猟具使用禁止区域の指定（平成 28 年三重県告示第 699 号）の一部を次のように改正し、令和 8 年 11 月 1 日から施行します。

令和 8 年 10 月 30 日

三 重 県 知 事　一　見　勝　之

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改　正　後	改　正　前
	第 1 1　名称 桑名市下深谷部特定猟具使用禁止区域（銃猟） 2　区域 桑名市大字下深谷部ほか（次の図に示す部分に限る。） 3　存続期間 平成 28 年 11 月 1 日から平成 38 年 10 月 31 日まで 4　使用を禁止する特定猟具の種類 銃器 第 2 1　名称 亀山市川崎特定猟具使用禁止区域（銃猟） 2　区域 亀山市川崎町ほか（次の図に示す部分に限る。） 3　存続期間 平成 28 年 11 月 1 日から平成 38 年 10 月 31 日まで 4　使用を禁止する特定猟具の種類 銃器 第 3 1　名称 松阪市総合運動公園特定猟具使用禁止区域（銃猟） 2　区域 松阪市豊原町ほか（次の図に示す部分に限る。） 3　存続期間 平成 28 年 11 月 1 日から平成 38 年 10 月 31 日まで 4　使用を禁止する特定猟具の種類 銃器 第 4 1　名称 明和町南部第 2 特定猟具使用禁止区域（銃猟） 2　区域 多気郡明和町蓑村ほか（次の図に示す部分に限る。） 3　存続期間 平成 28 年 11 月 1 日から平成 38 年 10 月 31 日まで 4　使用を禁止する特定猟具の種類

	銃器
	第5
	1　名称 伊賀市御代特定猟具使用禁止区域（銃猟）
	2　区域 伊賀市柏野ほか（次の図に示す部分に限る。）
	3　存続期間 平成28年11月1日から平成38年10月31日まで
	4　使用を禁止する特定猟具の種類 銃器
第1	第6
1　名称 紀北町相賀中村特定猟具使用禁止区域（銃猟）	1　名称 紀北町相賀中村特定猟具使用禁止区域（銃猟）
2　区域 紀北町相賀（次の図に示す部分に限る。）	2　区域 紀北町相賀（次の図に示す部分に限る。）
3　存続期間 平成28年11月1日から令和18年10月31日まで	3　存続期間 平成28年11月1日から平成48年10月31日まで
4　使用を禁止する特定猟具の種類 銃器	4　使用を禁止する特定猟具の種類 銃器

三重県告示第674号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定による特定猟具使用禁止区域の指定（令和6年三重県告示729号）の一部を次のように改正し、令和8年11月1日から施行します。

令和8年10月30日

三重県知事　一　見　勝　之

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改　正　後	改　正　前
第1～第12　（略）	第1～第12　（略）
第13	
1　名称 桑名市下深谷部特定猟具使用禁止区域（銃）	
2　区域 桑名市内の市道坂井多度線と旧桑名市と旧多度町の境界線との交点を起点として、同所から同境界線を北東に進み養老鉄道養老線との交点に至り、同所から養老鉄道養老線を南東に進み東名阪自動車道との交点に至り、同所から同自動車道を南西に進み市道上之輪嘉例川線との交点に至り、同所から同市道を西に進み市道大山田播磨線の交点に至り、同所から同市道を西に進み市道播磨筒尾線の交点に至り、同所から同市道を北西に進み市道坂井多度線の交点に至り、同所から同市道を北東に進み起点に至る一円の区域	
3　存続期間 令和8年11月1日から令和18年10月31日まで	
4　使用を禁止する特定猟具の種類 銃器	
第14	
1　名称 亀山市川崎特定猟具使用禁止区域（銃）	

2　区域

亀山市辺法寺町地内、安楽川に架かる東名阪自動車道安楽川橋右岸橋詰を起点として、東名阪自動車道を北東に進み、八島川左岸との交点に至り、同所から同川左岸に沿って南（下流）へ進み、北勢広域営農団地農道（通称フラワーロード）との交点に至り、同所から同農道を東に進み、貢橋を渡り、亀山市川崎町地内で県道西庄内高塚線との交点に至り、同所から同県道を東へ進み、鈴鹿市東庄内地内で市道東庄内 144 号線との交点に至り、同所から同市道を南へ進み、さらに市道能褒野西線を南へ進み、市道徳原能褒野線との交点に至り、同所から同市道を南西へ進み、御幣川に架かる金瀬橋東詰に至り、同所から同川左岸を南（下流）へ進み、安楽川左岸との合流点に至り、同所から同川左岸に沿って東（下流）へ進み、県道名越長明寺線との交点に至り、同所から同県道を南へ進み、亀山市田村町地内で県道平野亀山線との交点に至り、同所から県道名越長明寺線を西へ進み、国道 306 号線との交点に至り、同所から同国道を北西へ進み、安楽川に架かる安楽橋南詰に至り、同所から同川右岸に沿って西（上流）へ進み、起点に至る一円の区域

3　存続期間

令和 8 年 11 月 1 日から令和 18 年 10 月 31 日まで

4　使用を禁止する特定猟具の種類

銃器

第 15

1　名称

松阪市総合運動公園特定猟具使用禁止区域（銃）

2　区域

松阪市豊原町地内の県道鳥羽松阪線と市道櫛田橋第一水源地道線との交点を起点として、同市道を南に進み堤防道路に至り、同所から同堤防道路（左岸）を南に進み農道櫛田上 32 号線との交点に至り、同所から同農道を西に進み農道櫛田上 35 号線に至り、同所から同農道を西に進み農道櫛田上 37 号線に至り、同所から同農道を西に進み市道伊賀町山添線との交点に至り、同所から同市道を南に進み市道山添下蛸路線との交点に至り、同所同市道を西に進みＪＲ紀勢本線との交点に至り、同所から同本線を北西に進み市道上川道 4 号線との交点に至り、同所から同市道を北に進み市道上川豊原線との交点に至り、同市道を東に進み市道豊原 5 号線に至り、同所から同市道を東に進み県道鳥羽松阪線との交点に至り、同所から同県道を南東に進み起点に至る一円の区域

3　存続期間

令和 8 年 11 月 1 日から令和 18 年 10 月 31 日まで

4　使用を禁止する特定猟具の種類

銃器

第 16

1　名称 伊賀市御代特定猟具使用禁止区域（銃） 2　区域 伊賀市柏野地内、国道25号線と市道柏野川東線との交点を起点として、同所から同国道を東に進み県道伊賀甲南線との交点に至り、同所から同県道を南に進み名阪国道との交点に至り、同所から同国道を西に進み市道柏野川東線との交点に至り、同所から同市道を北に進み起点に至る一円の区域 3　存続期間 令和8年11月1日から令和18年10月31日まで 4　使用を禁止する特定猟具の種類 銃器	

公 安 委 告 示

三重県公安委員会告示第25号

技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第3号)第1条及び第10条第1項の規定により、技能検定員審査及び教習指導員審査を次のとおり実施します。

令和8年10月30日

三重県公安委員会委員長　村　田　典　子

1　審査の種類及び実施期日等

(1)　技能検定員審査

	審査種別	審査実施日	申請受付期間
1	大型自動車免許	令和8年12月11日（金）	令和8年11月9日（月）から同月13日（金）までの午前9時から午後4時までの間
2	中型自動車免許	令和8年12月10日（木）	
3	準中型自動車免許	令和8年12月1日（火）	
4	普通自動車免許	令和8年12月1日（火）	
5	大型特殊自動車免許	令和8年12月9日（水）	
6	大型自動二輪車免許	令和8年12月7日（月）	
7	普通自動二輪車免許	令和8年12月3日（木）	
8	牽(けん)引免許	令和8年12月8日（火）	
9	大型自動車第二種免許	令和8年12月2日（水）	
10	中型自動車第二種免許	令和8年12月2日（水）	
11	普通自動車第二種免許	令和8年12月2日（水）	

(2)　教習指導員審査

	審査種別	審査実施日	申請受付期間
1	大型自動車免許	令和8年12月11日（金）	令和8年11月9日（月）から同月13日（金）までの午前9時から午後4時までの間
2	中型自動車免許	令和8年12月10日（木）	
3	準中型自動車免許	令和8年12月1日（火）	
4	普通自動車免許	令和8年12月1日（火）	
5	大型特殊自動車免許	令和8年12月9日（水）	
6	大型自動二輪車免許	令和8年12月7日（月）	
7	普通自動二輪車免許	令和8年12月3日（木）	
8	牽引免許	令和8年12月8日（火）	

9	大型自動車第二種免許	令和８年12月２日（水）
10	中型自動車第二種免許	令和８年12月２日（水）
11	普通自動車第二種免許	令和８年12月２日（水）

2　実施場所

三重県津市垂水2566番地

三重県警察本部交通部運転免許センター

3　申請手続

次のいずれかの方法で、申請してください。

(1)　書面での申請

窓口で申請を行う場合は、審査申請書に審査細目免除者であることを証する書面（該当者のみ）を添付し、下記申請先へ提出してください。また、申請者本人であることが確認できる運転免許証又はマイナ免許証を提示してください。

郵送により提出する場合は、審査申請書に審査細目免除者であることを証する書面（該当者のみ）を添付し、下記申請先へ郵送してください。また、審査実施日に申請者本人であることが確認できる運転免許証又はマイナ免許証を持参の上、提示してください。

※　審査申請書は、下記申請先で配布します。

申請先

三重県津市垂水2566番地

三重県警察本部交通部運転免許センター免許試験室教習所指導係

(2)　オンラインでの申請

ｅ-Ｇｏｖ電子申請（デジタル庁が運営する電子申請のポータルサイトをいいます。）から必要事項を入力し、申請用写真及び審査細目免除者であることを証する書面（該当者のみ）を添付して申請してください。

また、審査実施日に申請者本人であることが確認できる運転免許証又はマイナ免許証を持参の上、提示してください。

(3)　審査手数料の納付方法

審査に必要な手数料を審査実施日にお知らせしますので、三重県収入証紙で納付してください（三重県収入証紙は、現金でのみ購入できます。）。

4　問合せ先

不明な点については、三重県警察本部交通部運転免許センター免許試験室教習所指導係（電話 059-229-1212 音声ガイダンスに沿って番号を押下してください。）へ問い合わせてください。

公　　告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名　2　意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地　3　その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項　4　意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

令和８年10月30日

三重県知事　一　見　勝　之

1　大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン桑名新西方

桑名市大字西別所字駒広2104　ほか45筆

2　変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）

氏名または名称	代表者氏名	住　　所
マックスバリュ東海株式会社	代表取締役 作道　政明	静岡県浜松市東区篠ケ瀬町 1295 番地 1
株式会社菓子問屋カナモリ	代表取締役 金森　文男	岐阜県安八郡輪之内町中郷字上切戸 63
有限会社ワンラブ	代表取締役 小林　励	愛知県名古屋市東区徳川町 1402 番地
株式会社ハードオフコーポレーション	代表取締役 山本　太郎	新潟県新発田市新栄町三丁目 1 番 13 号
株式会社セリア	代表取締役 河合　映治	岐阜県大垣市外渕 2 丁目 38 番地
サンレジャン株式会社	代表取締役 榊原　裕高	愛知県蒲郡市八百富町一丁目 57 番地
有限会社花甚	代表取締役 伊藤　守	三重県桑名市北寺町 40 番地

（変更後）

氏名または名称	代表者氏名	住　　所
マックスバリュ東海株式会社	代表取締役 作道　政昭	静岡県浜松市中央区篠ケ瀬町 1295 番地 1
株式会社菓子問屋カナモリ	代表取締役 金森　文男	岐阜県安八郡輪之内町中郷字上切戸 63
有限会社ワンラブ	代表取締役 小林　励	愛知県名古屋市東区徳川町 1402 番地
株式会社ハードオフコーポレーション	代表取締役 山本　太郎	新潟県新発田市新栄町三丁目 1 番 13 号
株式会社セリア	代表取締役 河合　映治	岐阜県大垣市外渕 2 丁目 38 番地
サンレジャン株式会社	代表取締役 榊原　裕高	愛知県蒲郡市八百富町一丁目 57 番地
有限会社花甚	代表取締役 伊藤　守	三重県桑名市北寺町 40 番地

3　変更年月日

令和 8 年 10 月 7 日

4　変更理由

代表者氏名、住所記載誤りの為

5　届出の日

令和 8 年 10 月 7 日

6　届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7　届出等の縦覧の期間及び時間

令和 8 年 10 月 30 日から令和 9 年 3 月 1 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名　2　意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地　3　その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項　4　意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日か

ら４月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第８条第３項の規定により公告し、縦覧します。

令和８年10月30日

三重県知事　一　見　勝　之

1　大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン伊賀上野

伊賀市四十九町1850番　ほか

2　変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）

氏名または名称	代表者氏名	住　　所
マックスバリュ東海株式会社	代表取締役 作道　政明	静岡県浜松市東区篠ケ瀬町1295番地１
株式会社ココカラファインヘルスケア	代表取締役 塚本　厚志	神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目７番16号
株式会社綿清商店	代表取締役 佐藤　仁	三重県津市久居本町1519番地
株式会社コスモネット	代表取締役 三上　明	京都市中京区烏丸通四条上る笋町689番地
有限会社プライデア	代表取締役 富田　味樹子	三重県亀山市川崎町4822-2
株式会社大創産業	代表取締役 矢野　靖二	広島県東広島市西条吉行東一丁目４番14号
株式会社良品計画	代表取締役 堂前　宣夫	東京都豊島区東池袋四丁目26番３号
株式会社　ＷＥＣＡＲＳ	代表取締役 米倉　晃起	大阪府大阪市城東区諏訪三丁目３番21号

（変更後）

氏名または名称	代表者氏名	住　　所
マックスバリュ東海株式会社	代表取締役 作道　政昭	静岡県浜松市中央区篠ケ瀬町1295番地１
株式会社ココカラファインヘルスケア	代表取締役 塚本　厚志	神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目７番16号
株式会社綿清商店	代表取締役 佐藤　仁	三重県津市久居本町1519番地
株式会社コスモネット	代表取締役 三上　明	京都市中京区烏丸通四条上る笋町689番地
有限会社プライデア	代表取締役 富田　味樹子	三重県亀山市川崎町4822-2
株式会社大創産業	代表取締役 矢野　靖二	広島県東広島市西条吉行東一丁目４番14号
株式会社良品計画	代表取締役 堂前　宣夫	東京都豊島区東池袋四丁目26番３号
株式会社　ＷＥＣＡＲＳ	代表取締役 米倉　晃起	大阪府大阪市城東区諏訪三丁目３番21号

3　変更年月日

令和８年10月７日

4　変更理由

代表者氏名、住所記載誤りの為

5　届出の日

令和８年10月７日

6　届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7　届出等の縦覧の期間及び時間
令和８年10月30日から令和９年３月１日まで
開庁日の午前９時から午後５時まで

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第１項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県伊勢建設事務所長から通知がありました。

令和８年10月30日

三重県知事　一　見　勝　之

1　作業種類
公共測量（基準点測量、地形測量及び応用測量）
2　作業期間
令和８年10月23日から令和９年１月８日まで
3　作業地域
度会郡南伊勢町内瀬及び同町伊勢路

特定調達公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、三重県企業庁の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成７年三重県企業庁管理規程第９号）第５条の規定により公告します。

令和８年10月30日

三重県企業庁長　生　川　哲　也

1　入札に付する事項
(1)　購入物品及び数量
水道用ポリ塩化アルミニウム　550,000ｋｇ
(2)　購入物品の特質等
購入物品の性能に関し、三重県企業庁長が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。
(3)　納入期限
令和９年１月１日（金）から同年３月31日（水）まで
(4)　納入場所
播磨浄水場　桑名市大字播磨字焼尾1798
水沢浄水場　四日市市水沢町字西野252-62
大里浄水場　津市大里山室町1751
高野浄水場　津市一志町高野1996
多気浄水場　多気郡多気町相可1710
2　入札参加者及び落札者に必要な資格
(1)　競争入札参加資格
ア　当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
イ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第32条第１項各号に掲げる者でないこと。
(2)　落札資格
ア　三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
イ　三重県企業庁物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者でないこと。
ウ　三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
3　入札に関する事項
(1)　本入札は、電子入札システム（以下「本システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入

札に参加することもできます。

(2)　本入札は、開札事務を本システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）の利用登録が必要です。

(3)　調達システム利用登録者が本システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。

(4)　調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。

(5)　調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。

4　入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請を令和８年 11 月 20 日（金）14 時までに、本システムで入札する場合にあっては本システムに登録し、書面による入札の場合にあっては 5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)から(4)までの書類を提出してください。

なお、提出した書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

(1)　三重県企業庁物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第４条第１項に定める申請

(2)　消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その３　未納税額のない証明用）」(所管税務署が過去６月以内に発行したものです。)の写し（提示可）

(3)　三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあっては、「納税確認書」(三重県の県税事務所が過去 6 月以内に発行したものです。)の写し（提示可）

(4)　電子契約を希望する場合は、電子契約利用意向兼メールアドレス確認書

5　入札手続等に関する事項

(1)　担当部局

〒514-8570　三重県津市広明町 13 番地

三重県企業庁企業財務課予算・資産班　担当　小田

電話　059-224-2829　　ファクシミリ　059-224-3045

(2)　契約条項を示す場所

(1)に同じです。

(3)　調達システム担当部局

〒514-8570　三重県津市広明町 13 番地

三重県出納局会計支援課企画支援班　システム担当

電話　059-224-2785/2787　　ファクシミリ　059-224-2784

(4)　調達説明書（仕様書）の配布方法

本公告日から令和８年 12 月 10 日（木）まで調達システムにより提供します。

(5)　入札参加資格確認結果の通知

ア　本システムによる競争入札参加資格確認申請の場合　令和８年 11 月 24 日（火）までに本システム上で通知を行います。

イ　書面による競争入札参加資格確認申請の場合　令和８年 11 月 24 日（火）までに通知書を発送します。

(6)　入札書提出の日時及び場所

ア　本システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から令和８年 12 月 10 日（木）14 時まで

イ　書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を記載の上、三重県庁内郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時　令和８年 12 月 10 日（木）14 時

なお、入札書は令和８年 11 月 25 日（水）から同年 12 月 10 日（木）14 時までの間に到着するように郵送してください。

送付先

〒514-0006　三重県津市広明町 13 番地

宛　先　三重県庁内郵便局留め

受取人　三重県企業庁企業財務課予算・資産班

案件名　令和８年度第４期（1～3 月）薬品単価契約（水道用ポリ塩化アルミニウム）

(7)　開札の日時及び場所

日時　令和８年12月10日（木）14時５分
場所　三重県津市広明町13番地
　　三重県企業庁企業財務課

(8)　入札方法等に関する事項

ア　入札書の記載

入札金額は、薬品１キログラムあたりの単価（消費税及び地方消費税を除いた額とし、円未満は小数点以下第２位まで設定してください。なお、免税事業者にあっては、希望単価に110分の100を乗じた額としてください。）に購入予定数量を乗じた額とします。

イ　入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の５以上の額とします。ただし、三重県企業庁会計規程（平成19年三重県企業庁管理規程第４号。以下「規程」という。）第158条第２項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ　契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者(会社更生法第199条第１項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第１項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、規程第166条第４項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規程第166条第４項第１号、第２号又は第４号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ　落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した物品を納入できると三重県企業庁長が判断した入札者であって、規程第156条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

オ　入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規程第162条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6　その他

(1)　入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2)　契約書作成の要否

要

(3)　入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が１者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(4)　苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成26年三重県告示第292号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

(5)　申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県企業庁物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

(6)　本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳

正な措置を講じます。

(7)　本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

7　Summary

(1)　Nature and Quantity of the Products to be Purchased:

550,000kg of Polyaluminum chloride for drinking water treatment

(2)　Bid Submission Deadline:

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 2:00 P.M. on Thursday, December 10, 2026.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office between Wednesday, November 25, 2026 and 2:00 P.M. on Thursday, December 10, 2026.

(3)　Date and Time for the Open Bidding:

The meeting for the open bidding will begin promptly at 2:05 P.M. on Thursday, December 10, 2026.

(4)　Managing Authority:

Public Utilities Finance Division, Mie Prefecture Public Utilities Agency

13 Komei-cho, Tsu city, Mie, 514-8570, Japan

TEL:059-224-2829

発行　三　　重　　県

三重県津市栄町１丁目 891
三重県総務部法務課
電話　059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 https://www.pref.mie.lg.jp/